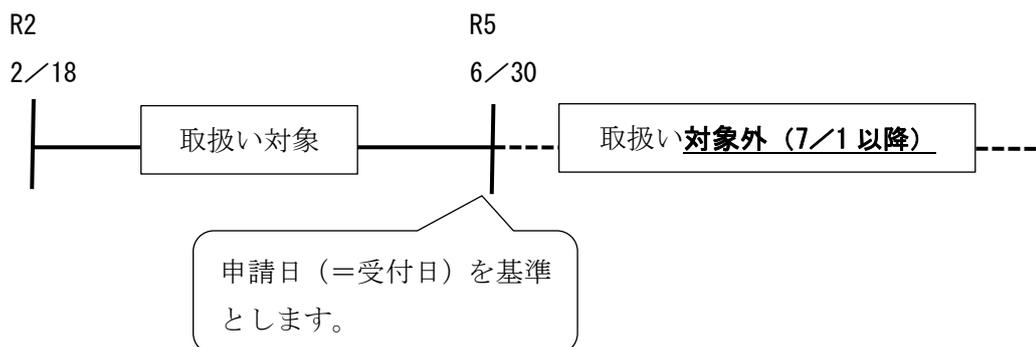


帯広市における新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いの適用期間について

1. 臨時的な取扱いの適用期間

令和5年6月30日までの申請受付分まで



2. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いに関するQ & A

Q 1. 令和5年6月30日以前に、帯広市へ要介護（要支援）更新認定申請書を郵送しましたが、臨時的な取扱いの対象となりますか。

A 1. 更新申請に限らず、申請日は帯広市役所に申請書が届いた日（=受付日）となります。したがって、令和5年6月30日以前に郵送した場合であっても、令和5年7月1日以降に帯広市役所に申請書が届いた場合は対象外となります。

Q 2. 通常の更新申請を令和5年6月30日以前に提出しましたが、令和5年7月1日以降に臨時的な取扱いへの切り替えはできますか。

A 2. 令和5年7月1日以降は臨時的な取扱いの対象外となるため、できません。

Q 3. 認定有効期間満了日が令和5年7月31日の被保険者について、更新申請受付開始日から令和5年6月30日までの間に更新申請を提出し、受付された場合は臨時的な取扱いの対象となりますか。

A 3. 認定有効期間満了日が令和5年7月31日の被保険者の更新申請であっても、令和5年6月30日までに帯広市へ更新申請書を提出し、受付された場合は対象となります。

ご不明点等は帯広市介護高齢福祉課（65-4152）まで問い合わせください。